



レンタル機械ご使用の皆様へ

軽油以外 使用禁止!

オフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律）
及び国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度に対応した
機械の使用に当たっては、**軽油**を使用して下さい。

軽油以外を使用した場合、

使用者に対して罰則が科せられる場合があります。
機械の修理およびその他の処理に要した費用は、
全額お客様の負担となる場合があります。

 社団法人 日本建設機械工業会

 社団法人 日本建設機械化協会

 社団法人 全国建設機械器具リース業協会



特定特殊自動車
排出ガス基準適合車
(オフロード法)

排出ガス規制・指定制度対応機械 使用上のご注意



国土交通省
第3次基準値排出ガス対策型



灯油やA重油など軽油以外の燃料を使用すると様々な弊害が発生します。
燃料には必ず軽油をご使用ください。

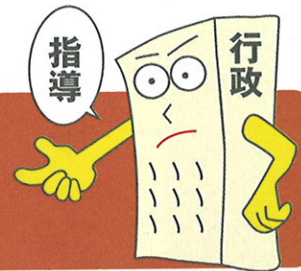
「軽油」をご使用いただく理由

オフロード法に関する国土交通省告示[※]に、軽油の使用についての記載があります。

([※]オフロード法に関する国土交通省告示第1152号より
軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択すること。)

軽油以外の使用は行政指導の対象となる場合があります。

また、管轄官庁の立入り調査に基づく排出ガス改善命令に違反した場合、使用者に対して罰則(30万円以下の罰金)が科せられる場合があります。

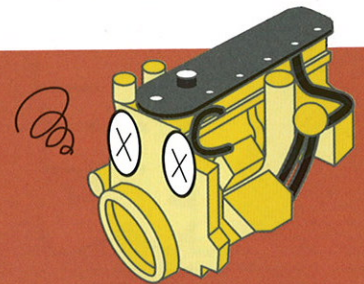


さらに、エンジン故障の原因になります。

軽油以外の燃料を使うと、エンジン能力を十分発揮できないだけでなく、

- 潤滑不良による部品摩耗
- 硫黄分による腐食摩耗
- 残留炭素による摺動部分の固着
- 始動性の不良
- 排出ガス性状の悪化
- エンジン出力の低下

など、様々な不具合が発生します。



軽油以外の燃料を使用し続けた場合

不具合が生じた際のメンテナンス、オーバーホール、修理、部品交換に係る費用および休車となった場合の入替費用等も全額お客様のご負担になる場合があります。



軽油の使用は、環境・資源の保護につながります。



排出ガス基準に適合した建設機械は、燃料に軽油を使用することで人体や環境に有害なスス(PM)や窒素酸化物(NOx)の排出を低減させる構造になっています。環境負荷を軽減し、私たちの健康と地球環境を守るため、軽油の使用をお願いします。

ディーゼルエンジン搭載の建設機械の燃料には、

**必ず軽油を
ご使用ください。**



社団法人 **日本建設機械工業会**

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館2階
TEL (03) 5405-2288 FAX (03) 5405-2280

社団法人 **日本建設機械化協会**

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館2階
TEL (03) 3433-1501 FAX (03) 3432-0289

社団法人 **全国建設機械器具リース業協会**

〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町11番地イザキビル4階
TEL (03) 3255-0511 FAX (03) 3255-0513